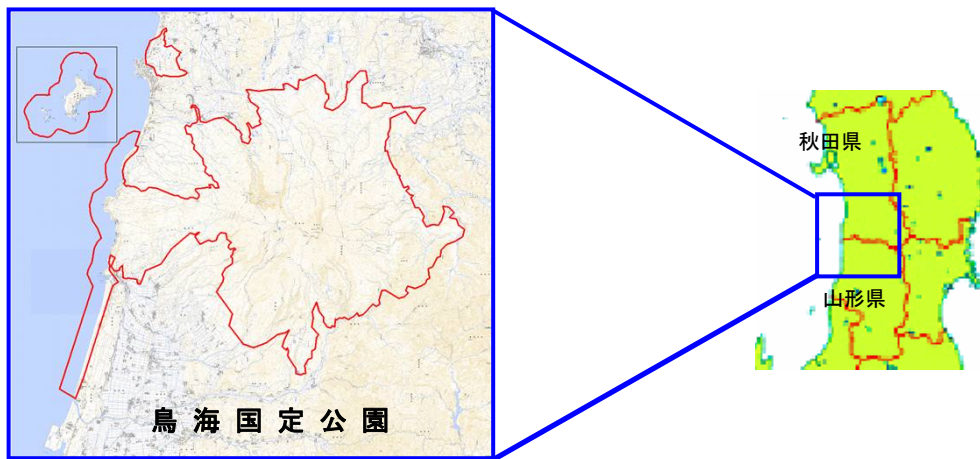


# 鳥海国定公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

## 1 変更理由

鳥海国定公園は、日本海に接して屹立する火山弧峰である鳥海山を中心とする秋田県及び山形県の2県にまたがる公園であり、昭和38年7月24日に指定された。昭和46年6月に部分的な区域の変更が行われたものの、指定から40年余りが経過した現在まで、公園区域全体を対象とした全般的な見直しは行われていない。

今回、自然的・社会的条件の変化に対応し、本公園の適正な保護と利用を図るため、公園区域及び公園計画の見直し（再検討）を行う。



## 2 地域の概要

### (1) 景観の特性

#### ア 地形・地質

本地域は、東西2つのコニーデ型火山よりなる複合火山である鳥海山を中心とする山岳地帯に加え、海蝕により形成された奇岩などがみられる海岸部や、全島が海蝕台地からなる飛島などの離島を含んでいる。



#### イ 植生

鳥海山を中心とする山岳部では、亜高山帯には針葉樹高木林を欠く多雪山地型の植生の垂直分布が発達、高山部には雪田草原や風衝草原の高山植物群落が発達している。また、極相に近いブナ林が大規模に残されている。

海岸部には、ススキ草原からなる海崖植生やその背後のクロマツ植林の他、北限に近いタブ林が分布している。

#### ウ 野生動物

鳥海山一帯において6目12科21種の哺乳類が確認されており、ニホンカモシカやヤマネが見られるなど全般的に動物相は豊富だが、ツキノワグマ等の大型哺乳類の生息数は少ない。

海岸部や飛島が渡り鳥の飛来地になっていることもあり、山岳部も含めて種類、個体数ともに多くの鳥類が確認されている。

## エ 自然現象

鳥海山では大量の積雪の一部が年間を通じて残り、「心字雪渓」などの万年雪が見られる。また、日の出とともに鳥海山の影が日本海に映る「影鳥海」という現象が見られる。御積島では、ウミネコの糞から溶出したリン酸アルミナが洞窟の壁に鱗状に沈殿してできた「竜鱗」が見られる。

## オ 人文その他の特殊景観

鳥海山大物忌神社の本社及び口ノ宮は、古くから親しまれてきた信仰の山としての面影を残している。その他に、海に面した溶岩に22体の仏像が刻み込まれた十六羅漢崎、三崎山古戦場、藩政時代より続いた植林の結果成立したクロマツ林等がある。

### (2) 利用の現況

本地域の利用は、鳥海山等の登山や自然探勝と区域内の名所・旧跡の探訪がそれぞれ約3割を占める他、観光道路の利用が約2割を占めている。

年間利用者数は平成6年の373万人をピークに減少してきており、平成16年度は約260万人の利用があった。

## 3 変更案の概要

### (1) 公園区域の変更

公園区域線の明確化を図るとともに、国定公園としての資質が乏しい区域の一部を削除する。また、公園面積の再計測を行う。

#### ○拡張する区域

区域線の明確化に伴い、隣接する公園区域と同等の景観を有している地域を公園区域に編入する。

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ①山形県酒田市飛島の一部（6ha） | 区域外→第2種特別地域 |
| ②山形県酒田市草津の一部（7ha） | 区域外→第3種特別地域 |

#### ○削除する区域

区域線の明確化に伴い、公園区域を削除する。

- |   |             |
|---|-------------|
| ③山形県飽海郡遊佐町内国有林<br>庄内森林管理署1016林班の一部（9ha） | 第2種特別地域→区域外 |
|---|-------------|

区域線の明確化を図るとともに、宅地化の進行により国定公園としての資質が乏しくなった区域を削除する。

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ④山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部（20ha） | 第3種特別地域→区域外 |
|-----------------------|-------------|

市街化が進行し、国定公園としての資質が乏しくなったため、公園区域から削除する。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ⑤山形県飽海郡遊佐町大字吹浦の一部（6ha）  | 第2種特別地域→区域外 |
| ⑥山形県飽海郡遊佐町大字吹浦の一部（17ha） | 第3種特別地域→区域外 |

石油漏出地帯であり、国定公園としての資質が乏しいため、公園区域から削除する。

⑦山形県酒田市内国有林庄内森林管理署1020林班

及び草津の各一部（34ha）

第2種特別地域→区域外

⑧山形県酒田市草津の一部（3ha）

第3種特別地域→区域外

変更理由	拡張面積	削除面積	計
区域線の明確化	13ha	9ha	4ha
国定公園としての資質が乏しい	0ha	80ha	-80ha
変更部分面積計	13ha	89ha	-76ha
変更前面積（陸域のみ）			29,030ha
変更後面積（陸域のみ）			28,955ha

※変更後面積が変更前面積と変更部分面積計との差に一致しないのは、陸域公園区域地先海面の埋立により海域普通地域が陸域普通地域となったため（1ヶ所、1ha）

※再計測を行う前の公園面積は、27,523ha（秋田県15,834ha、山形県11,689ha）

（2）保護規制計画の変更

景観や自然環境、利用の現況等の観点から、適切な地種区分の設定を行う。

	変更部分の区域	内容	変更理由	面積
⑨	山形県飽海郡遊佐町大字吹浦の一部	普通地域 →第2種特別地域	公園道路沿線の景観保全のため	1ha
⑩	山形県飽海郡遊佐町大字吹浦の一部	普通地域 →第3種特別地域	里山景観及び湧水の後背地の保全のため	25ha
⑪	山形県酒田市草津の一部	第3種特別地域 →第2種特別地域	集団施設地区内の景観保全のため	74ha
⑫	山形県酒田市草津の一部	第3種特別地域 →第2種特別地域	公園道路沿線の景観保全のため	7ha
⑬	山形県飽海郡遊佐町大字吹浦の一部	第3種特別地域 →第2種特別地域	湧水（丸池）の保全のため	0.4ha
⑭	山形県飽海郡遊佐町大字吹浦の一部	第2種特別地域 →普通地域	集落地であり、住宅の密集化が進行し特別地域としての資質が乏しくなっているものの、隣接する特別地域と一体的に風景の維持を図るため	6ha
⑮	山形県飽海郡遊佐町大字吹浦の一部	第3種特別地域 →普通地域		13ha
⑯	山形県飽海郡遊佐町大字直世及び大字吹浦の各一部	第3種特別地域 →普通地域		9ha
⑰	山形県飽海郡遊佐町内国有林庄内森林管理署1018林班の一部	第2種特別地域 →第3種特別地域	植林地であり、道路（車道）計画の一部削除により、沿線の景観保全の必要性がなくなったため、周囲の地種区分に合わせるもの	11ha



### (3) 利用施設計画の変更

#### ア 集団施設地区

既存の集団施設地区の区域及び整備方針を定める。

- ・ 鉾立 秋田県にかほ市象潟町小滝の一部
- ・ 善神池 秋田県由利本荘市内国有林由利森林管理署1073林班の一部
- ・ 湯の台 山形県酒田市草津字湯の台の一部
- ・ 吹浦 山形県飽海郡遊佐町内国有林庄内森林管理署1142林班及び大字吹浦字西浜の各一部

#### イ 単独施設

##### ○単独施設の追加

自然とのふれあい推進を図るため追加する。

- |               |              |             |
|---------------|--------------|-------------|
| ・ 運動場 (飛島中村)  | ・ 園地 (飛島鼻戸崎) | ・ 園地 (飛島荒崎) |
| ・ 水泳場 (飛島小松浜) | ・ 避難小屋 (荒木沢) | ・ 宿舎 (大台野)  |
| ・ 乗馬施設 (大台野)  | ・ 植物園 (数河ノ池) | ・ 広場 (大平)   |
| ・ 園地 (御浜)     | ・ 園地 (小野曾)   | ・ 宿舎 (小野曾)  |
| ・ 園地 (下屋敷)    | ・ 避難小屋 (万助平) | ・ 野営場 (湯の田) |
| ・ 園地 (十六羅漢)   | ・ 園地 (牛渡川)   | ・ 野営場 (二の滝) |
| ・ 園地 (三の俣)    | ・ 駐車場 (三の俣)  |             |

##### ○単独施設の削除

集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

- ・ 鉾立 園地、休憩所、駐車場、博物展示施設
- ・ 湯の台 園地、宿舎、野営場、運動場、駐車場、給水施設、排水施設、汚物処理施設、博物展示施設
- ・ 吹浦 野営場

重複する単独施設の統合に伴い、一部を削除する。

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| ・ 園地 (湯ノ沢)、園地 (湯ノ沢)      | → 園地 (湯ノ沢) |
| ・ 園地 (奥山)、園地 (奥山)        | → 園地 (奥山)  |
| ・ 園地 (祓川)、園地 (祓川)        | → 園地 (祓川)  |
| ・ 園地 (奈曾滝)、園地 (奈曾滝)      | → 園地 (奈曾滝) |
| ・ 園地 (花立)、(木境)、(木境)、(木境) | → 園地 (木境)  |

必要性が乏しく今後整備の見込みもないため削除する。

- |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| ・ スキー場 (観音森)  | ・ 避難小屋 (清水)   | ・ 野営場 (鳥の海)   |
| ・ 展望施設 (鳥海山頂) | ・ 避難小屋 (仙ヶ洞)  | ・ スキー場 (滝の小屋) |
| ・ 野営場 (鶴間池)   | ・ スキー場 (大台野)  | ・ 野営場 (ソブ谷地)  |
| ・ 宿舎 (飛島)     | ・ 博物展示施設 (飛島) | ・ 展望施設 (飛島)   |

## ウ 道路 (車道)

### ○車道の追加

既存の車道を公園計画上の施設として位置づける。

- ・ 金俣三の俣線 : 三の俣地区利用拠点へ至る車道として整備する

### ○車道の変更

現況に合わせて終点の整理、路線の追加、複数路線の統合及び一部区間の削除を行う。

- ・ 鉾立吹浦線 (終点の整理)
- ・ 祓川線 (路線の追加)
- ・ 百宅線・大清水線・八幡百宅線 → 百宅線 (複数路線の統合)
- ・ 湯ノ台滝ノ小屋線 (一部区間の削除)

## エ 道路 (歩道)

### ○歩道の追加

既存の歩道を公園計画上の施設として位置づける。

- ・ 三の俣堅餅岩線 : 周辺歩道の連絡と山麓の探勝歩道として整備する
- ・ 飛島八幡崎勝浦線 : 飛島の台地を縦走する探勝歩道として整備する
- ・ 蕨岡口鳳来山線 : 駒止から鳳来山までの登山道として整備する

### ○歩道の削除

利用の現況にあわせて、削除する。

- ・ 鳥の海白糸滝線
- ・ 木境矢島線

### ○歩道の変更

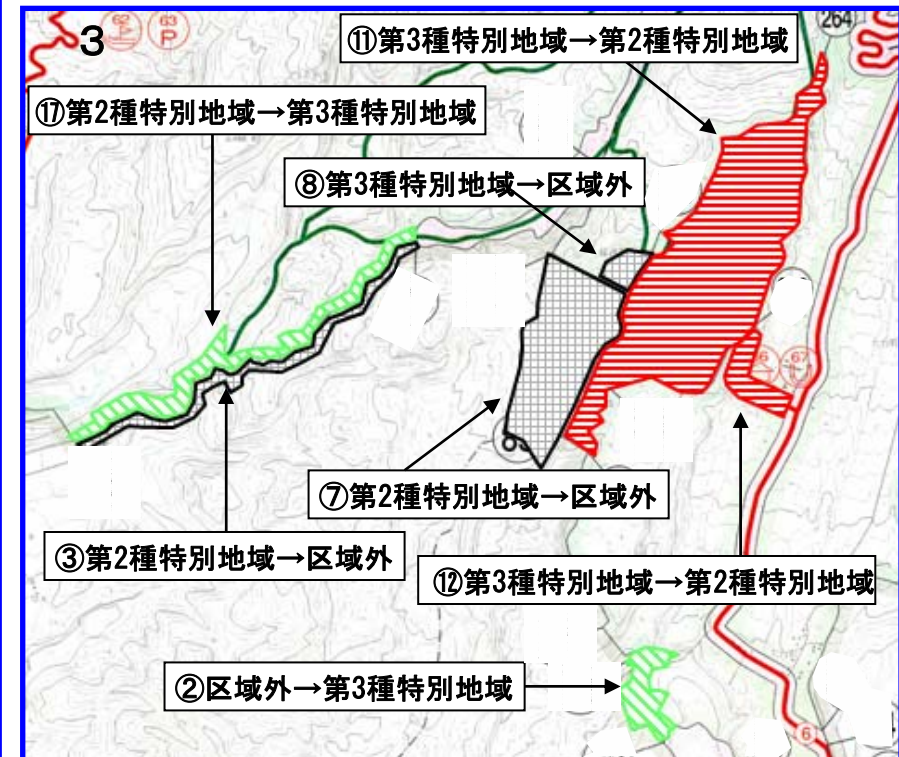
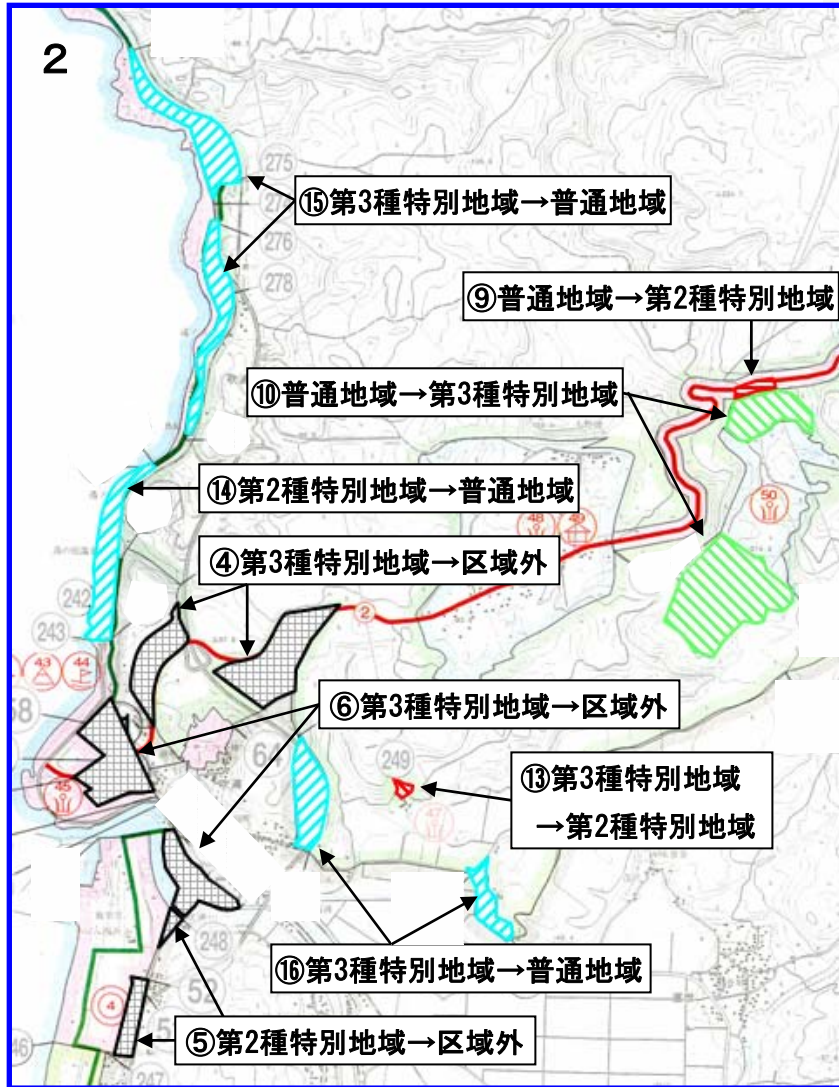
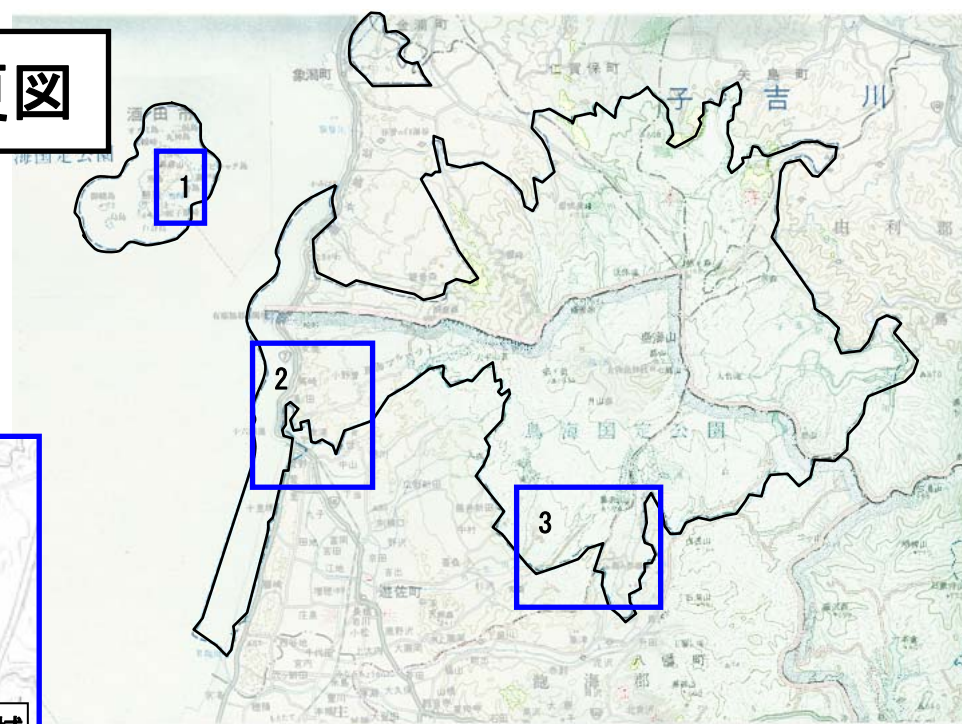
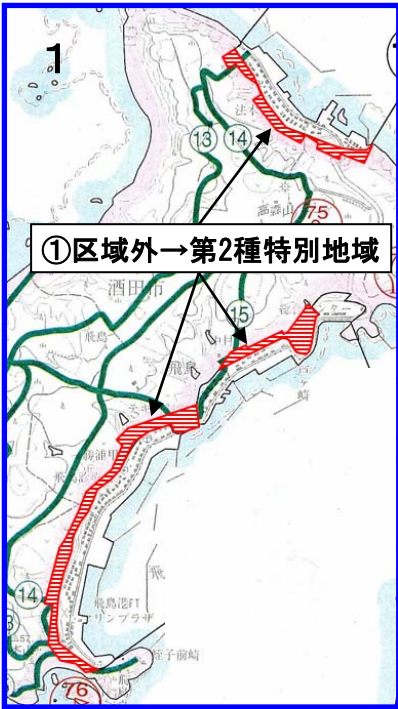
現況に合わせて起終点等の整理、複数路線への分割を行う。

- ・ 鳳来山大蔵滝線 (起終点等の整理)
- ・ 長坂鳥の海線 → 長坂鳥の海線・万助道伏拝岳線 (複数路線への分割)
- ・ 飛島勝浦法木線 → 飛島法木館岩線・飛島高森小松浜線 (複数路線への分割)

利用の現況に合わせて一部区間を削除する。

- ・ 升田鳥海山線

# 鳥海国定公園 公園区域及び規制計画変更図



凡 例 (変更後の地種区分)	
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
	公園区域外

# 鳥海国定公園 施設計画変更図

象潟

飛島

にかほ市

由利本荘市

鳥海山

遊佐町

酒田市

## 追加する単独施設

番号	位置	施設
①	飛島鼻中村	運動場
②	飛島鼻戸崎	園地
③	飛島荒崎	園地
④	飛島小松浜	水泳場
⑤	荒木沢	避難小屋
⑥	大台野	宿舎・乗馬施設
⑦	数河ノ池	植物園
⑧	大平	広場
⑨	御浜	園地
⑩	小野曾	園地・宿舎
⑪	下屋敷	園地
⑫	万助平	避難小屋
⑬	湯の田	野営場
⑭	十六羅漢	園地
⑮	牛渡川	園地
⑯	二の滝	野営場
⑰	三の俣	園地・駐車場

## 追加又は変更する歩道

①	三の俣堅餅岩線(追加)
②	飛島八幡崎勝浦線(追加)
③	蕨岡口鳳来山線(追加)
④	鳳来山大蔵滝線(変更)
⑤	長坂鳥の海線(変更)
⑥	万助道伏拝岳線(変更)
⑦	飛島法木館岩線(変更)
⑧	飛島高森小松浜線(変更)
⑨	升田鳥海山線(変更)

## 追加又は変更する車道

①	金俣三の俣線(追加)
②	鉾立吹浦線(変更)
③	祓川線(変更)
④	百宅線(変更)
⑤	湯ノ台滝ノ小屋線(変更)

